

神戸大学大学院海事科学研究科の課程博士学位に関する内規

平成18年12月13日制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院海事科学研究科（以下「研究科」という。）において課程の修了者に授与する博士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 研究科において授与する学位は、博士（海事科学）、博士（工学）又は博士（学術）とする。

(学位論文等の提出)

第3条 研究科に在学する者が学位論文の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 学位論文審査願（別紙様式1） | 1部 |
| (2) 論文目録（別紙様式2） | 2部 |
| (3) 学位論文 | 学位論文審査委員数の部数 |
| (4) 論文内容の要旨（別紙様式3） | 学位論文審査委員数の部数 |
| (5) 履歴書（別紙様式4） | 2部 |
| (6) その他参考論文 | |

- 2 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあつては1月、9月修了予定者にあつては7月とし、各時期における提出期間は、後期課程委員会が別に定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、後期課程委員会が特に必要と認めたときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

(学位論文審査委員会)

第4条 学位論文等の提出があつたときは、論文審査及び最終試験を行うため、学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、教授2人以上を含む研究科の教授又は准教授3人以上をもって組織し、主査1人及び副査を置くものとする。
- 3 審査委員には、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域（主査と同一講座）の教授1人以上及びその他の学術領域（主査の所属する講座以外の講座あるいは他の研究科）の教授1人以上をもって充てる。
なお、学術領域に関する専攻・講座は、指導教員が現在所属する専攻・講座で判定するものとする。
- 4 後期課程委員会において審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者1人以上を審査委員に加えることができる。
- 5 審査委員の選定は、学位論文提出者の所属する指導教員から推薦のあつた審査委員候補者について、後期課程委員会が行う。
- 6 審査委員会は、論文審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するものとする。

(最終試験)

第5条 審査委員会は、学術論文を中心として、これに関連する専門科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 審査委員会は、最終試験の試験科目、試験の方法等を定めて、学位論文提出者に通知するものとする。
- 3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

(論文審査及び最終試験の結果の報告)

第6条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、学位審査報告書（別紙様式5）を研究科長に提出するものとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年12月10日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年9月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。